

※「鹿児島県事業継続月次支援金」との併給はできません。

本支援金と鹿児島県事業継続月次支援金との関係

- 令和3年8月、9月の月間事業収入が、前年又は前々年同月比30%以上50%未満減少している事業者は「鹿児島県事業継続月次支援金(11月上旬申請受付開始予定)」の対象になります。
- 令和3年8月、9月の月間事業収入の減少率、減少額によっては「鹿児島県事業継続月次支援金」の申請の方が有利な場合があります。
- 申請手続きや、申請受付期間なども含め検討し、有利な方を選択してください。
なお、本支援金と「鹿児島県事業継続月次支援金」の併給はできません。
- 本支援金と、「鹿児島県事業継続月次支援金」の併給が判明した場合、本支援金を返金していただきます。

<参考：保有台数ごとの支援金額> ※支援金額の大きい方に網掛けしています

○個人事業者

(円)

保有台数	【市】本支援金	【県】事業継続月次支援金 (8月分及び9月分を受給した場合の上限額)
1台	38,500	100,000
2台	77,000	100,000
3台	115,500	100,000
4台	154,000	100,000
5台	192,500	100,000

※3台以上は【市】本支援金の額の方が大きい

○法人

(円)

保有台数	【市】本支援金	【県】事業継続月次支援金 (8月分及び9月分を受給した場合の上限額)
1台	38,500	200,000
2台	77,000	200,000
3台	115,500	200,000
4台	154,000	200,000
5台	192,500	200,000
6台	198,900	200,000
7台	205,300	200,000
20台	288,500	200,000

※7台以上は【市】本支援金の額の方が大きい